

## 令和8年度におけるみなし課税者に係る保険料の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市介護保険条例（平成12年条例第30号）附則第22項の規定により令和8年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）に関して、豊中市介護保険条例第12条第1項及び豊中市介護保険規則（平成12年規則第36号）第9条第1項第2号エの規定による、令和8年度における保険料の減免の取扱いについて定める。

(保険料の減免)

第2条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者でみなし課税者に該当する者がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（豊中市介護保険条例第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に同条例附則第22項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「附則第22項非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、市長は、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免するものとする。

2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と豊中市介護保険条例附則第22項非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。